

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第1回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年7月30日(火) 午後2時40分～午後4時10分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について
○島根県最低賃金について

【指導官】 ただ今から島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会第1回会議を開会いたします。

本日の会議は、専門部会委員の任命後初めての会議ですので、部会長及び部会長代理が選出されますまでは事務局において議事進行をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をお願いします。

本日は会議次第が1枚、会議資料としてインデックスのナンバー1からナンバー4まで綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、当専門部会の委員名簿、資料ナンバー2が1枚もので、当専門部会の運営規程、資料ナンバー3が表紙と目次があり、1ページから49ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書、資料ナンバー4が表紙と目次があり、1ページから24ページまでの最低賃金に関する基礎調査結果報告書 参考資料となっております。

以上をお配りしております。

【指導官】 続きまして、委員の出席状況等についてご報告します。

本日は、委員全員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

なお、専門部会委員のご紹介ですが、お手元の資料番号1「委員名簿」の

とおり令和6年7月26日付けで任命させていただいておりますのでこの委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月19日から7月26日まで掲示いたしました結果、3名の傍聴希望者があり、本日3名の方が傍聴されておりますのでご報告します。傍聴者の様方には、傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

なお、本会議は公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程に基づき、部会長判断により会議を非公開とされる場合がありますことを予めご承知おきいただきますようお願いいたします。

【指導官】 それでは、会議次第の2番目に移りまして、労働基準部長の松井がご挨拶いたします。

【部長】 委員の皆様方にはお忙しい中、島根県最低賃金専門部会委員にご就任いただき誠にありがとうございます。

先ほど本審にて目安の伝達がありましたが、専門部会の委員の皆様方におかれましては、島根県における諸事情を総合的に勘案いただきまして、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

【指導官】 それでは、会議次第の3番目に部会長及び部会長代理の選出に移ります。

【室長】 部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項、第25条第4項により、「公益委員を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととなっております。

島根におきましては、委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【森脇委員】 それでは、私から推薦させていただいてよろしいでしょうか。
部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員をお願いしたいと思います。

【室長】 ありがとうございます。

ただいま、森脇委員より部会長に藤本委員、部会長代理に吉田委員とのご発言がありましたが、委員の皆様異議はございませんか。

(「ありません。」)

【室 長】 ありがとうございます。それでは、部会長には藤本委員、部会長代理には吉田委員が選出されました。

【指導官】 どうもありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、部会長の藤本委員、部会長代理の吉田委員よろしくお願いいたします。

それでは、藤本部会長からご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行をお願いします。

【部会長】 部会長となりました藤本でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど基準部長さんが言われたように、十分に審議を尽くして、島根にふさわしい最低賃金の改正となるよう、吉田部会長代理ともども、審議の運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 続きまして、会議次第の4番目、最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について事務局から報告して下さい。

【室 長】 最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」最低賃金審議会令第6条第7項は、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定ですが、これについては、先般の第435回審議会において最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項を適用することが議決されていますので、その旨、ご報告いたします。

【部会長】 事務局から報告のとおり、審議会令第6条第5項及び第7項については第435回本審で議決されていますのでご承知おき下さい。

【部会長】 続きまして、会議次第の5番目、関係労使の意見聴取について事務局から報告して下さい。

【室 長】 最低賃金法第25条第5項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とあり、これに基づいて7月9日から26日までの間、関係者の意見聴取について公示いたしましたところ、7月24日付けで島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から意見書の提出がございまして、先ほどの第436回審議会で、意見書の提出があったというご報告をしたところでございます。なお、意見陳述につきましては、次回、第2回の専門部会において行うということになっておりますので、ご承知いただければと思います。

その部会における聴取の取扱いについてです。

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」、そして、専門部会運営規程第4条第3項では、「専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」と規定しております。

専門部会における参考人からの意見聴取の取扱をご審議いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

【部会長】 ただ今、事務局から説明がありました。参考人から意見を聞くかどうか諮りたいと思いますがいかがでしょうか。

【森脇委員】 はい。まず、必要とあらば意見を聴取するというところで事務局の説明のとおりで結構だと思っております。

【部会長】 その他は。

【景山委員】 同じでございます。

【部会長】 分かりました。その他は大丈夫でしょうか。

それでは、取りあえずは関係者の意見聴取は行わないこととしますが、必要があればその時に改めて諮らせていただくことにします。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 ありがとうございます。

会議次第の6番目に移ります。最低賃金に関する基礎調査結果が取りまとめられましたので事務局は説明をお願いします。

【指導官】 はい。失礼します。

本年6月1日に実施しました最低賃金に関する基礎調査について、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お配りしております、赤いインデックスの資料ナンバー3と資料ナンバー4をご覧ください。

資料ナンバー3については、49ページ物の「最低賃金に関する基礎調査結果報告書」、49ページの後ろに「総括表」と記載されている9枚物の政府統計 e - s t a t に掲載する予定の統計表です。

資料ナンバー4は24ページ物で、最低賃金未満率・影響率などを「参考資料」としております。

では、資料ナンバー3の方をご覧ください。1ページ目が基礎調査の概要になります。1ページの2(2)のとおり、この調査はアからクまでの8産業を対象に行っております。本年6月分の賃金の支払見込み額を回答いただく調査となっております。基本給の賃金形態について、月給、日給、時間給のいずれかを記入していただき、月給と日給は時給に換算し集計を行っております。

次に2ページの第1表ですが、総務省の令和3年経済センサス活動調査、以下、経済センサスと言いますが、これから事業所数と労働者数を産業別、規模別に分けて計上しています。この表の網かけ部分の数字が基礎調査の対象となっております。

規模については、製造業が99人までの規模を対象にしており、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象として調査を行っております。

次に3ページの第2表につきましては、基礎調査の実施結果となります。上段が調査産業計で、中段の地域別最低賃金適用の産業と下段の産業別最低賃金適用の産業を合計したものが、上段の調査産業計となっております。

表の見方ですが、一番上の行の数字で説明すると、産業別を含めた全体で調査対象事業所数16,271の事業所のうち、1,737の事業所に調査を依頼しまして、そのうち1,024の事業所から回答があり、回答率は59.0%となっております。回答のあった1,024事業所のうち、労働者なし、廃止・労働者なし、労働者の規模外などを除いた有効件数が922件となっております。

参考までに、今年は1,737の事業所に調査を依頼したのに対し、昨年

は1, 756事業所に依頼し、991の回答があり、昨年の回答率が60.9%でしたので、今年度は1.9ポイント減となっております。

第2表の左側の調査対象の事業所数、それから労働者数というのは、経済センサスを基に把握した最新の事業所数、労働者数でありまして、これを母集団と呼んでいます。私どもが使っておりますシステムが指示した必要数をきちんと集め切って集計すれば、この経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数の分布をそのまま正しく推定できるとされておりまして、従来から同様の方法で調査を行っております。

次に4ページ以降に産業の区分別に事業所規模別、年齢別、男女別にそれぞれ集計の仕方を変えた3枚の「賃金分布表」を付けております。それと、その産業区分において労働者数が、どのように分布しているかを表したグラフを1枚付けて、3枚の賃金分布表と1枚のグラフ、これがワンセットになって43ページまで続いております。

これらの表の補足説明となりますが、例えば地域最低賃金適用の産業でみると、8ページの第6表の島根県最低賃金適用者100,520人となっております。第6表の一番左の合計欄に書いてある数字ということになります。

なお、経済センサスが示した島根県最低賃金適用労働者数は、3ページの第2表の中段のところで100,254人となっておりますが、若干人数が相違していますが、これは調査データがなく復元されなかった産業にかかる労働者数が除かれているため、若干相違、減少しているものでございます。

9ページと10ページは、この100,520人を男女別、年齢別にそれぞれ集計し直したものです。3枚とも下にある合計欄の特性値は、全て同数値となっております。

次に44ページの第33表につきましては、特性値と最低賃金未満労働者数を表した表となっております。この表の下半分が島根県最低賃金適用産業の労働者を対象とした分布の特性値となります。右側の欄は最低賃金未満労働者数となります。904円未満の労働者数が、調査結果を経済センサスから算出した100,520人に復元した時に1,567人いることを表しています。地域別最低賃金適用産業の未満率は1.6%で、昨年度が1.7%でしたので、0.1ポイント減となっております。

資料は付けてございませんが、参考までにこの調査において最低賃金未満労働者のサンプル数ですが、これが108人ということになっておりました。男女別では男性30人、女性78人で女性が多いということです。年齢別では50代までが75人で、60歳以上が33人となっております。

また、規模別では1から9人の小規模事業所が57人で最も多くなっております。業種別を見ますと、小売業が最も多く20人となっております。

次に45ページの第34表ですが、これは月平均の賃金額、時間額、1カ月の労働時間数の資料です。

それから、47ページの第35表は特性値の一覧ということになっております。全産業計、島根県最低賃金適用の産業計、それから地域別最賃を構成する7つの産業についての賃金分布表が4ページから43ページまでセットで続いておりますが、この特性値を一覧表化したものがこの第35表ということになります。

それから、49ページの第36表につきましては、賃金分布表の区分により、構成比等を集計したもので、第37表は一般労働者とパート労働者の比率を出した数値となっております。

次に、資料ナンバー4の参考資料の説明をいたします。

1ページ目の参考資料1は基礎調査の設計図に当たるものでして、40の産業に分類し、経済センサスの数値を基に母集団事業所数と労働者数を集計システムに設定し、調査データを取り込むことで、システムが集計時に用いる復元率を算出しております。

2ページ目の参考資料2は、最低賃金未満者数と未満率を時系列で記載したものです。

3ページ目の参考資料3は、最低賃金引上げ額、引上げ率と影響率の関係を示した表になります。この表は調査産業計より集計したものとなっております。

資料No.3の報告書では小数点第1位までしか記載しておりませんでした。この参考資料では小数点第2位まで記載しております。

また、資料の賃金分布表は賃金額が10円刻みとなっておりますが、この参考資料の調査産業計、地域別最低賃金適用産業計は、それぞれ現在の最低賃金額904円から1円刻みでの分布表となっておりますので、参考にしていただければと思います。

今年は3ページから4ページに1円から100円までの引上げ額を表示しております。それから、一番右側の列の「未満労働者数」のもととなった1円刻みのサンプル数については、「3ページの補足資料」として添付しておりますが、この補足資料につきましては、委員限りとしていただきたいと思っております。

私からの説明は、以上となります。

【部会長】 基礎調査結果について説明がありましたが、何か質問はありますか。

【景山委員】 2点ありまして、1つはこの今日お示し、説明をいただいた未満率でし

て、昨年よりは少なくなったというご説明で、ある程度それぞれが広報・周知に努めた結果であろうというふうには思いますが、やっぱりこれはゼロにならないという要因を我々自身も探りながら、しっかりと根付かせる必要性があるというふうに思っております。ですので、今日はちょっと所轄が違いますけれども、例えばこの賃金で、最低賃金以下の支払いしかされていないということになれば、最低賃金法違反ということで処罰されても仕方のないこととなりますが、そういった事例があるのかなのか、あるいはそういった事例も含め、そこに至らなかった理由、背景にどんなことがあるのか、今日お示しいただいている業務改善助成金が使われていたのかどうか。最賃が変わったことを知っていたのかどうか。こういったところを一つひとつ詰めていく必要性があるというふうに思いますので、またこれについて、分かり次第教えていただければというのが1点。

それからもう一つは、参考資料の中に先ほど、委員限りということも含めて、引上げ額と未満労働者の数が示したものが1円刻みでありますけれども、気になりますのは、先ほどとも関連いたしますが、未満労働者のサンプルが幾らになるのかという実態値が非常に気になるところでございまして、センサス上の復元値として示されているということは重々理解をいたしますけれども、これができる限り実態値近いところで情報がいただけると助かるというふうに思っておりますので、今日お答えいただければ、持ち越していただければと思います。この2点になります。

【部会長】 ありがとうございます。今の点について、この場で事務局の方から何かありますでしょうか。

【指導官】 最賃は監督署の方で毎年監督をしておりますので、その集計結果につきましては次回の会議の時に、今日ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、次回説明させていただくということによろしいでしょうか。

そこでなぜ最賃以下だったのかということも確認はしておりますので、そういうことも含めて次回説明させていただきたいと思います。

【部会長】 では、そういうふうな形でよろしく申し上げます。
その他は何かありますでしょうか。

【指導官】 サンプル数につきましても、次回また詳しく説明させていただきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは他にないようでしたら、次に移りたいと思います。

続きまして、会議次第の7番目、島根県最低賃金についてです。

中賃の目安答申、賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する基礎調査結果、これまでに配付された資料、地域の経済情勢、雇用の実情などを踏まえて、島根県最低賃金の方向性や金額審議の進め方も含めた基本的な考え方について、労使委員の皆様からご意見をお願いしたいと思います。

【部会長】 続きまして、会議次第の7番目、島根県最低賃金についてです。

中賃の目安答申、賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する基礎調査結果、これまでに配布された資料、地域の経済情勢、雇用の実情等を踏まえて島根県最低賃金の方向性や金額審議の進め方も含めた基本的な考え方について労使委員の皆様からご意見をお願いします。

【景山委員】 我々としては、この全員がいる場面で、労働者としてどのようなことを考えているのかという基本的なことについて、お示しをさせていただくことにさせていただきたいと思います。できれば使用者それぞれの立場から各業界の話もしっかりと承って、個別の審議入って行きたいというふうに思っております。今日のまずスタート段階としてはそれぞれの主張をし、その持ち時間、或いは状況に応じては公労・公使会議の方に進んでいければというふうに思っております。以上です。

【森脇委員】 それではよろしいですか。何かご意見とかありますか。

なかったらこちらから。

ご承知いただいている概要だけは少し申し上げたいというふうに考えております。

まず、建設業とか運輸業を含めて2024年問題ということがうたわれておまして、まず働き方改革というのが前提にあるんですが、それにしても人手不足ということがまず経営の方の一番の喫緊の課題であるというふうに考えておまして、今春の賃上げ等につきましても、中小、零細企業もそれなりに引上げはしたんですが、あくまでも防衛的な引上げであるということだけはご理解いただきたいというふうに考えております。

それから、もう一つが、2点目が原材料高ですね。卸売価格等の上昇、それから先ほど申し上げた人件費等の上昇、人手不足に関わる人件費等の上昇等が価格転嫁できていない。サプライチェーンにおける価格転嫁、それから末端の対消費者に向かった価格転嫁等も中々思うようにはかどっていない

いということが言えると思っております。

それから、地元の山陰中央新報社調べでは、コロナが終了した後のゼロゼロ融資の返済開始があるんですが、これの中で、3割近くの企業がまだ返済を始めていないという状況であると。要はゼロゼロ融資で経営が継続できたという企業を、かつ、返済が始まったらこれが中々滞っているということも否めない事実であるということがありまして、こういう中小、零細企業を中心にした経営の状況というのだけは申し上げておきたいというふうに考えております。これらを基にして、あくまでも数字的な背景を持って、真摯に議論を進めたいというふうに考えております。以上です。

【景山委員】 ありがとうございます。ちょっと勘違いしておりまして、具体的な要求は我々の方からすべきだということだったのですが、進め方についてというふうに理解をしましたので、先ほどのような発言になりました。

労働者側として一応資料を準備いたしておりますので、お配りをさせていただいてもよろしいでしょうか。じゃあそれに沿って説明をさせていただきます。

(持参資料を配布)

すみません、厚いだけの資料なんですけれども申し訳ない。気持ち熱く語らせていただきたいと思いますけれども、疎明資料と書いてございますものと、別紙として1から4まで配らせていただいております。それぞれを使って少し我々の主張というか、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず疎明資料の方ですけれども、いろいろと書いているところがございますけれども、経済的には先ほど森脇委員もおっしゃったところが島根県内にも根強くあるところではありますし、しかしながら、やはり今の物価高という社会の中で生活をしていこうということに関しては、やはり賃金の引上げというのは絶対に必要だというふうなことを書かせていただいているところでございます。

中ほどですが、先ほど部会長の方からも言葉の中でありましたけれども、島根らしい最低賃金ということは労働者としても非常に意識をしておりますし、今回の賃金改定についてもそういう議論に進めていきたいというふうに思っております。少し翻って過去を見ますと、かつては単独で全国最低の数字になったことも島根県最低賃金はございました。そういった時期には、いろいろと公・労・使でお話しをしながら、島根県の最低賃金のあるべ

き姿ということについて議論をさせていただき、その時にはDランクのおよそ中上位を目指した、そういう議論が続いてきたものというふうに思っております。

また、今サイドアップ制になりましたけれども、現在、やはり人手不足、或いは人口が少なくなっているこの島根県にとって、賃金に魅力を持たせるということを前提にお仕事の格差を縮小したり、人手不足、或いは若者の県外流出をしっかりと歯止めをかけていこうという議論が進んで来ているのではないかというふうに思っておりますし、これ以上の地域間格差が広がっていくということは、労働者としても進むべきではないというふうに思っております。

別紙1をご覧ください。これはベンチマークとしては東京、大阪、広島の3県載せておりますけれども、島根県の最賃額との比較でございます。単純比較の数字が下の方に出ておりますのと、東京に対して島根県の比率がどうかということでグラフ、折れ線にしているところでございまして、これで見ましても、先ほど申し述べましたように、2024年辺りから徐々にではありますが、カーブは格差縮小の方に向けられているという実績が見てとれるかと思えます。同じように大阪についても、近県の広島につきましても、その傾向は変わらず、そういった思いの元で論議をしている結果がここに残されているのではないかというものになっております。

次に、今日説明がありました、全ランクで引上げ目安50円ということの受け止めでありますけれども、実に歴史的な物価高を受けてということになっておりますし、本春闘で大幅に引き上げられた様々な団体の数字を踏まえて、引上げの目安が出されたというふうに思っております。非常に50円という数字だけを見ますと、ハードルが高い、或は今まで見たことがないという未知の領域を感じるころでもありますけれども、中央から期待をされている内容も今日しっかりと受け止めさせていただきましたので、我々自身は人口減少に歯止めをかけて、将来に向かって、この島根県の経済基盤を発展させていく観点でふさわしい賃金というのを模索してまいりたいというふうに思っております。

この疎明資料の2ページでございます。2つの観点で書かせていただいております。1つ目は最賃の要素であります、労働者の賃金、生計費、支払能力といった観点での主張をさせていただきます。

まずは賃金でありますけれども、これ言わずもがな、或いは既に配られておりますもの、今日改定になっている直近のデータを見ましても、労働者の賃金の引上げというのは、昨年、今年と大幅に引上げがされているということが見て取れるわけでございます。

また、2月13日に島根県で開催をされました島根県政労使会議では、島根県をはじめとします9つの代表の団体の代表者によりまして、適切な価格転嫁と持続可能な賃上げによる、地域経済発展の実現宣言というのが採択をされ、公表をされております。まさに、この言葉どおりでありますけれども、労働費の価格転嫁を含む賃金改善をうたったものだというふうに思っておりますし、これを糧にしながら、労使関係がある団体等は精力的な春闘に臨めたのではないかというふうに思っておりますし、また、労使関係のない会社でも賃上げに影響を与えたものだというふうに思っているところでございます。

次に消費者物価、生計費の部分でございます。今日も直近の松江市の総合など聞かせていただきますと、先月も今月も7%を越える総合の上昇ということになっておりまして、私自身は人生で経験したことがないような状況になっております。

今、904円で標準的な働き方で賃金を計算いたしますと、月収で125,600円程度にしかならないです。これは今日説明のあった生活保護よりは高い数字というふうになっておりますけれども、これ、単身者が125,000円の賃金で生活をしようとしたら、大きくは家賃ですとか、光熱費ですとか、交通費、通信費、必要なものを支払いますね。そうすると、一般的には食費には2万円程度しか向けられていないというのが一般的な見方になっております。当然ながら、松江市を中心に7%の生鮮品が上がっていれば、食費を削らざるを得ない、そういう働く仲間がたくさん増えてきているということが想定をされますので、我々が今守られていると思うこの憲法や基準法、或いは最賃法が保証している、そういう状況にあるのかということに照らせば、やはり賃金の引上げというのは不可欠だというふうに思っているところでございます。

そして、通常の事業の支払能力についてでございます。これから後、それぞれの立場からお話があるかというふうに思います。我々としても中々賃上げ原資を現在確保するというところへの苦労、或いは、賃上げをしなくてはならないんだという言葉でも聞いておりますので、使用者の皆様のお気持ちも分かる所ではありますけれども、ですが、この中で今の立ち位置として、支払能力を我々としては一定程度このように見ているということ、別紙の2を使って示させていただきたいというふうに思います。これもベンチマークとしましては、全国平均、島根県、そして東京、大阪、広島、そしてお隣の鳥取を付けさせていただいたところでございます。グラフ化されておりまして、特に全国と島根県のページを見ていただきますと、我が県の最低賃金は現在904円というのが一番下の青い線になっておりまして、その上

がハローワークの募集賃金ということになります。これは直近の4月まで出ているということになります。民間だけで求人が出されている下限値、これが灰色の折れ線となっております。そして、一番上の黄色が毎勤統計ですので、これは毎月支払われた実績になります。ですので、これはこのグラフで言いますと、11月辺りで止まっているというふうなこととなっております。ですので、島根県のページを見て、もう一度おさらいをいたしますと、現在904円というのが昨年秋から施行された島根県の最低賃金であります。ハローワーク調べの一番低い下限の募集賃金は1,026円、そして、民間だけで出されている下限値が1,073円、そして毎勤統計上の支払われた賃金というのが、11月時点で1,172円ということが言えます。このことからしましても、確かに人手不足感もあり、そして労働相場としての賃金の引上げということですので、一概に100%支払能力という数字ではございませんが、一定程度、島根県内には支払能力を有する企業ばかりであるというふうに見てとれるというふうに我々は理解をするところでございます。

そして次、2点目の視点としまして、島根地方最低賃金引上げがもたらす影響ということにさせていただきます。

次の別紙の3、島根県の実態について少しご説明をさせていただきたいと思っております。

島根創生計画が示されて久しくなっておりますけれども、今年の6月時点で改定をされて、これから先の道のりについて新たな指標が出されております。その中に、最低賃金、或いは若者の定着といったことの観点で、幾つかの数字が載っておりますので、今日資料として付けさせていただいたところでございます。この中で、創生計画の中の11ページには、社会動態ということで、社会減全体のことが書いてありますけれども、島根県社会減は15から24歳の若者の就学、卒業、就職による転出が要因だと島根県は言い切っております。また、お隣の12ページを見ますと、直近、近年は転出超過数が縮小傾向なんだけれども、いまだにやはり若い人を中心に県外に流出をしているということが書いてございます。そして、賃金関連では28ページ、高校生の進路の掲載がございまして、ここのポツの2番目では、県内就職率は、近年上昇傾向、これは我々も認識するところですが、この傾向値だけでも、全国平均よりも4ポイント低いということの記載があります。私も、これは、あまり良いふうには受け止めてなくて、非常に危機感を持っている数字として紹介をさせていただきました。

29ページです。その高卒あるいは就労、進学等で他県に流出する中で、高校から進学者の78%が、県外の大学等、そしてその転出先ですけれども下の表を見ていただきますと、県外へ2,370人、1位は広島県、そして

大阪と続いているということで、先ほどらい、他の資料で示しましたベンチマークというのはこのようなところがございまして、付けているということの根拠にもさせていただきます。

その他、蛇足、ここの資料には蛇足になりますけれども、35ページ、これ毎勤統計調査から島根県が集計をされたものとなっておりますけれども、実質賃金、島根県の実質賃金指数は令和4年に大きく低下したと、そして令和5年の島根県の指数というのは、東京都と比較すると2.9ポイントの差が生じているということですし、右肩下がりということで、非常に働く者の生活・労働としては厳しい環境が、現在、島根県にあるということが示されているということでございます。

それから、別紙の4を見ていただきながら、説明を聞いていただければと思います。

これはですね、賃金構造基本統計の分析ということでして、1時間当たりの所定内給与が最低賃金の1.1倍未満、この割合を年齢別に分析しまして、どれくらいの方がその1.1倍未満のところまで当てはまっているのかという数字と、それからグラフとさせていただきます。

これで見ますと、15歳から19歳が51.7%、そして24歳未満が21.2%、そして60歳以降、65歳から69歳が26.5%、70歳以上34.7%ということになっておりまして、このことが何を示しているのかということですが、推察いたしますに、この24歳までの低年齢のところは、極めて学生アルバイトの賃金がこれに当たっているものというふうに思われます。今日数字を持っておりませんが、その根拠としては高卒初任給、或いは大卒の初任給が、県内の最低賃金をはるかに上回って支払いがされているという現実を考えれば、この低年齢のところが高いというのは、学生アルバイトに限られるものであるというふうに思うわけでございます。

また、60歳以降の高年齢の方の影響があるということにつきましても、一旦60歳で定年を迎えて、定年再雇用、或いは他に転職をされるというケースがまだまだ多くございますので、こういった方々の働き方の中に、最低賃金で雇われる比率が非常に高いのではないかとということが言えようかと思えます。

また、我々はこれまで、また今日の主張の中でも、若者の定着、県内に留まってほしいという願いも込めて、最低賃金を審議していきたいということも申し上げておりますが、これから高齢化社会はまだまだ続いていくわけでありまして、年金と働いたお金を足しても、今平均値で世帯収入は300万円となっているという実態が調べられておりまして、別紙の4の下の方に2行で書いてありますけれども、厚労省の国民生活基礎調査から入れ

ているんですけれども、年金だけでは生活がしていけないという高齢者世帯において働く最低賃金で給与をもらうので、年金と足しても300万円余りということになっているという。

一方、働く世帯、我々現役世代は、平均値が650万円程度ありますのでそのことから言いますと、この高齢世帯にひしめく収入、最低賃金といった影響は、非常に大きくなっているというふうに言えようかと思えます。

一方で、年金支給額の算定根拠、この辺りは、現役の所得というのが、加味されるということでありまして、昨年賃金が全体的に引き上がりますので、今年支給率は若干上がってはいるものの、中々大きく上がるということは、この先ないであろうというの見通しをされているというふうに思っております。ですので、総じてとなりますけれども、やはり年収の低いとされるアルバイトと学生、そして高齢の方、パートタイマー、派遣労働者など、非正規な働き方をする労働者は全然減っておりませんし、これらの働く仲間にとって、最低賃金の引上げというのは必須ではないかというふうに思っております。

また本日の主張の中で、肝として伝えさせていただきました、中央やベンチマークをする地域との賃金格差、これを解消していくために、今年度の島根県らしい賃金というのを我々としても議論をさせていただきたいというふうに思っておりますし、しっかりと経営者のお話、公益先生のお話も聞かせていただきながら、真摯で生産性のある審議に努めることをお誓いを申し上げて労側の主張としたいと思います。

なお、一個だけ言わせていただきたい私の気持ちがあります。

日曜日に趣味でゴルフをしております、岡山の山の中に行きました。結構人がたくさんこの暑い中でもいらっしゃったんですけど、目立ったのが高齢の方のパーティが非常に多かったです。その時に、普通に考えますと、ウィークデー、月から金にゴルフに行くと、6,000円、7,000円。休みの日に行くと12,000円、14,000円くらい、現在すると思うんですが、そういう方々は、おおむね平日に行かれるパターンが非常に多いんですね、やっぱり。毎日がやっぱ休みだという感覚があつてです。お風呂に入らせていただきましたら、その先輩方がたくさん入っていらっしゃいまして、最低賃金のお話をされていまして。ちょっと岡山弁が喋れないんですけど、「おいおい、今年は最低賃金上がる、あがーげなじょー。」みたいな話をしておられまして、「50円だとや、ほんまに上が一かや、岡山も50円も上げてごすかや。」というようなお話をされておりました。やはり、年金だけでは、我々生活できないから働いて、趣味のゴルフを日曜日にせざるを得ない生活をしているのに、最低賃金など年金が上がらない中で最低賃金が

上がるということへの希望ということを、そこでは聞かせていただいたなどというふうに思っております、一応その50円ということだけが一人歩きをしてはいけないというふうには思っておりますけれども、今年インパクトのあるその数字が出ておりますが、しっかり島根らしい議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。その他、労側の方からありますでしょうか。

【久保田委員】 一畑電鉄労働組合の久保田と申します。

産別は交通労連で、主に運輸業にはなりますが、一畑グループでは運輸業の他、サービス業、小売業、建設業を担っております。運輸の現状を含め、グループ全体での平均賃金は時給約1,300円です。これは年2回の臨時給与を含んでの算出となっております。人手不足が顕著になり、経営にも影響が出ている中、時給ベースは上昇してきており、大きな企業さんに人が集まっている現実を見ますと、人手が少なく、仕事も負担が大きくなってきている、そうすると今の賃金と仕事量がつりあっているのかどうかという気持ちも沸いてくるのも、転職しようという流れは不自然なことではなく、人材を逃さない、確保する、会社の高齢化が進まないよう若者を取り込むという意味でも、大幅な最低賃金の上昇は必要なことだと思います。

もう一つ、若年層と中間層、高齢層の賃金差が少ないというのが実態としてありますが、最低賃金の上昇に伴い、全体の底上げを行う必要があると考えております。

あと、これは自分の経験した話にはなるのですが、私は、高校を卒業して、県外の大学へ進学しました。1人暮らしが始まって日々の生活のためにアルバイトをしており、長期休みの際、そのまま現地で働くという選択肢もありましたけれども、長く親元を離れていたもので帰省した時に同じ業種で一か月の短期アルバイトとして働かせてもらっていました。そこで働いて感じたことは、正直に、何で同じ時間、シフトで働いて、同じ仕事をして、お給料がこんなに違うんだろうという賃金格差も疑問でした。誰かが正式に回答してくれるわけでもなくて、生活に関わる衣食住でも地方と都心の金額の差があるのは、ほぼ住の部分であることが分かっているので、ただただ疑問が残っております、それは今でも感じているところでございます。こう思うのは、私だけではないと思うので、県内の定着率が低いのは納得ができます。

あと、大学卒業後にUターンで勤めて今年5年目になりますが、地方で生活するとなると車も所有している方が便利であったり、所有している分車検や税金が必要であったり、その他何かとお金がかかっています。生活に必要な

なものなので仕方ないと思うのですが、地方は地方なりに大きな出費があることも事実ですので、物価が上昇している中、あまり変化のない賃金でやりくりすることはとても厳しいですし、今後さらに厳しくなっていくと思うと、やはり最低賃金の上昇、強いて言うのであれば、都市圏との格差をなくしていくことが理想だと考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

【島田委員】すみません、本年もよろしく願いいたします。UAゼンセン島根県支部長をしています島田でございます。

景山委員が持ち時間をほぼ使いましたので、私はどちらかというとデータに基づいたというより、肌感覚の話をさせていただきたいと思います。

私どもの産別は製造業、流通業、大手もありますが、地場中小もありますので、いろいろ聞いたお話を中心に少しお伝えをしたいと思います。

まず、この春の賃金改定なんですが、業界企業さんはもちろん体力があり広がっていますが、やっぱり賃金改定が進んだということがあります。データに現れない賃金改定もあるんですね、月で上げれないんで、一時金で対応しましたとかね、決算賞与を今までよりも出しましたとか、データであげたくないというところかもしれませんが、それも含めると進んでいる理由は2つです。物価、生活費が上がってるということで、対応しないと働いている人が逃げますよと。

もう一つ、人が採れない。この2つであるというふうに思っています。これは組合の方だけではなくて、人事の方にもお聞きをしました。全国的になんですが、初任給上昇がものすごく上がっているんで、労働組合との話合いで決まった金額だけでいくと、初任給のその近郊に取られて、もう既存の従業員の方にお金回せないということもあって、初任給、要求書の回答をいただいている企業も黒字のところもあります。これも、まったく人がいないということだろうと思っておりますし、人事の方に聞くと単に人材ではなくて、良い人を採りたいということもやっぱり意識をしたいということで、人材確保についてどうしていますか、全然人来ないんですと。一番のライバルは広島ですと言っていました。はっきりと。

特に若年層の中途、それと新卒に関しては、もう最大のライバル広島です。いうことを言われていました。そういう点では先ほどのデータなんかにも現れていると思いますが、一番が広島、次が関西圏だということでありました。これが、Uターンで帰ってきてもらおうという大卒の募集でも、そちらの県まで出向いて行って、大学出向いていっても、やっぱり大学がそうだという

ことです。

人の出入り見ると、隣県の鳥取の出入りも一定数ありますから、短時間勤務、私ども多いんですが、地域での県を超えての取り合いは中々ないですが、地域での企業間の競争がやっぱり激しくなっていますよ、なので低いと他へ行ってしまう、もしくはもう働かず出てきてくれないということ、それだったら家のこと中心にするわという方もやっぱりいらっしゃるということがあります。

もちろん年収の壁の問題もありますが、現在の緊急対応的な年収の壁パッケージが、更に進んで抜本的改革になった時に、短時間勤務の方の賃金の制度が遅れているとついていけなくなるよということで、もう準備を始めている会社もここは割と大手のところであります。

実際問題、最低賃金よりも企業内の評定よりも上の金額で募集されているということが実態です。そうでないと人が来ないということだろうと思っています。

人材投資の件については、先ほども申し上げました。やっぱり県内で大学等で行かれる方は行かれると思うんです。そういう近隣の大学でもUターンしてくださいという就職のアプローチは各企業していますので、そこで戻ってきていただける、やっぱり魅力を作っていく必要があるのではないかなと思っています。

ここからは若干余談的ですが、価格転嫁について私ども製造業のグループで、定期的にアンケートを取っています。半年に2回とか、年に3回くらい。相変わらず2割から3割であります。まあ、大体価格転嫁をしない、しなくてたっぷり利益を上げている会社も全然絞れてはきてるんですが、そこたたくわけにはいきませんので、大きなやっぱり価格転嫁が必要だなという流れは作っていくべきだろうというふうには思っていますし、流通業に関しては、販売価格も上がってますよね、買物に行かれると。仕入価格もちろん上がっているんですが、島根県内ではあまり入れてないんですが、販売価格より下を売る企業がポロポロ出てきてます。大都市中心に。要は今の日銭を稼ぎたい、よその売上げを取りたい、利益はないけど下に潜って安売りするところがあるやっばり出てきています。それはやっぱり、しっかり価格転嫁をすることが世の中のスタンダードだよという形にこれはもうどうかしないではなく、取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っております。

先ほど、景山委員の方から出ましたけども、未満率ですが、時々労働相談受けるんです、私どもも。大体聞くと、労使双方に雇用して雇用されてという理解がない、認識がないので、悪意を持って取り組むよりは全く知らないというところが多いのではないのかなというふうに思っています。

私どもの組合員ではありませんが、一応お知らせにさせてもらったこともあります。法律だと知らなかったとか、自分とは個人事業だから関係ないと思っているとか、業界団体の取り決めだと思っていたとか、中にはコンサルの人が黙っとけば分からんと言ったとか、言うのもごく少数ですがございました。これは引き続き、労働行政として、法律違反があれば正さなければいけないということで、しっかりとした対応を合わせてお願いをしたいというふうに思っております。

それぞれの一番の問題は、人材不足で人が採れない、逃げるということだと思いますので、将来の島根県を見据えたしっかりとした議論を今年もお願いしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいいたします。

【部会長】 はい。では労側の方はよろしいでしょうか。

【松浦委員】 はい。すみません、いろいろと労側の話も聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私どもの方も、賃上げというのはすごく極めて重要なことだというふうに思っていますので、賃上げをしないという、しないと言うとおかしいですが、一定程度やっぱりそれはやっていかないといけないと、特に昨今の物価高というものについては、生活している人の立場に立って、我々も今後考えていくべきだろうなというのを思っていますので、一定程度の賃上げは必要ではないかというふうに思っています。

ただ、今日、目安の伝達の時に、中央最賃の中賃の会長さんもおっしゃっていましたが、やっぱりあくまでも最賃というのがセーフティネットだというふうに考えています。

セーフティネットである最賃といわゆる賃上げはやっぱりそこは分けて考えないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺りは、しっかりと我々もデータに基づいて毎年言っていますけども、納得感のある議論をしっかりとさせていただきたいなど、こういうふうに思っています。先ほど来、広島のお話も出ておりますが、やっぱりあくまでも島根は島根だということで、あまり隣県に足を引っ張られない中で、しっかりと県内の事情を十分検討して、決めていくべきではないかなというふうに思っています。そういった意味では、いつものとおりといわゆる三要素に基づく、特に我々としては、第4表を中心に議論をさせていただければというふうに思っています。そういった意味では、今さっき景山委員さんが岡山のお話をされましたけれども、そういったムードというのは、あるというのは承知していますけども、そのムードで賃上げを、最賃を上げるべきではないとい

うことで思っていますので、そこは避けていければというふうに思って、私どももいます。

それで、私どもの方は、かなり小規模零細の事業者の会員の事業者ともたくさん、いろんなそういった状況なので、申し上げますけど、かなり実際の労働分配率というの高いところで推移をしている。10%以上労働分配率あるので、いわゆる大企業とはもちろん違くと、今年の春闘では大規模中心5%以上の賃上げになったわけですけども、やっぱり中々傘下での賃上げの状況は厳しいというところも思っていますし、消費者物価も上がっているんですけど、企業物価ももちろん上がっているわけで、その中で、賃上げ原資をどう確保すべきかということが非常に難しい問題になっています。

そこで価格転嫁というのが、本当に難しいというふうに思っていて、そういった国が主体的にいろんなことをして、まず価格転嫁、我々一生懸命パートナーシップ宣言とか、そういった中で価格転換のことが訴えていくんですが、中々そうならないというのが地場の状況ではないかなと思っていますので、そういった中でどう賃上げ原資を確保していくかというのが難しい状況だということは、ご理解いただければというふうに思っています。

そういった中で、今年のデータに基づいてしっかりと議論させていただきたいと思っていますが、先ほど人材流失の話をしておられました。これも私どもも本当に感じておりまして、将来の島根を背負って立つ若い人材をどうするのか、こういうふうに思っています。

特に島根にも、或いはこの松江にもすばらしい企業がたくさんあるわけですが、それが実際問題としては知られていないと、保護者、父兄の方も地元どんな企業があるのかということを知っていないというのが、かなり実情ではないかなと思っていますので、今年私どもも今、特に中学生に向けて、松江市内の中学生に向けて、地元の企業をもっと知ってもらう機会を設けたいというふうに思っていて、中学生の1学年全部を集めて、企業を知ってもらう、いわゆる職場体験と、こういうことで60か70ぐらいですかね、メッセで出展事業者を集まってもらって、その企業を紹介していきたいなど、こういうふうに思っていて、これも松江市から税金もらったり、私どもお金を出して、或いは出展事業者からも参加費を取る、そういった中でやっていきたいなというふうに思っていて、そういった時に、やっぱり父兄も含めて地元こんな企業があるんだということを、まず知ってもらうと、知られていないというのが大きくて、私も商工会ですけど、商工会自体も、どんなところから決まっているのか、皆さん全然分かってなくて、我々も募集しても人が集まらないという実態ありまして、そういったことを含めて、先ほど申し上げたように、中学生に対して、その早い時期からそういうこと

をやっていけば、将来頭の片隅に、「あ、松江にあんなところがあるんだな。」
と思って帰ってきてくれるんじゃないかなということも思って、もちろん賃
金だけではなくて、いろんな要素があつてと思っていますので、そういった
形で知ってもらえば、また変わってくるのではないかなというふうに思っ
ていますんで、そういった取組を遅らせはせながら、やっていきたいなとい
うふうに思っています、あと高校生に対して、高校の就職担当の先生方等々
ものづくり企業などに視察をしてもらおうと、という取組をして、そんな
形で少しでも人材流出に歯止めをかけたいなということでやろうと思っ
ておるところでございまして、賃金だけでなくそういった取組もある程度や
ってきたいなというふうに思っています。

【多野委員】 すみません、島根県鐵工会の多野と言います。

今日、この会で少し感じてるんですけども、皆さんやっぱり今回賃上げと
いうのは、非常に必ず必要なことであろうという認識で、共通認識で持っ
ているということがあったとは思いますが。

ただ、先ほどから皆さんの中にも話が出ておりますように、大企業さんと
中小零細企業のおかれている状況が全く異なっているということ。大企業さ
んの方は、今までの内部留保もある中で、余力を持っていることから賃上げ
をどんどん進めていって、下手したら、私の東京にいる親戚の人とか東京の
メーカーとかと話をすると、賃上げ3万5,000円とか4万円とかという
ような、ちょっと桁がおかしいなというような形のものをポツと出していか
れているんですけど、じゃあ、逆に言うと中小零細がそのレベルを上げてし
まうと、そもそも自社の経営そのものが成り立っていないということにな
っているような状況で、果たして島根の今の現実に見合った賃上げというの
はどういうレベル感のことを言っているんだろうかというような感想を今
日こちらの皆様の意見を聞いておりました。

自分のいる組合は、中小零細会員企業さん、機械金属加工各種ですね、ゼ
ネコンさんから部品単品で作られた形の会員さんがいらっしゃるんですけども、
皆さんの話で出ているように、人材不足というのは死活問題ということで、
様々な取組をされる中で、じゃあ、給与というのも一つ大事な要素になっ
てくるので、もちろん何とか社内を工夫して、少しでもひねり出される
ものはひねり出して、人材確保、先ほどお話も出て防衛ということですね、
やっていこうという意思が示しておられます。ただし、さっき言っていた原
資がない、原資がないのはなぜかという、公取（公正取引委員会）さんが
いろんな話で積極的に動いておられて、自分もそのヒアリングの場所にも参
加させていただきましてけれども、やっぱり原材料価格でさえも満額転嫁が

できてない中で、次、どこの、じゃあ、エネルギー価格、次また違うものという形で、どんどん値上がりが出てきているものが実際のものに対する転嫁ができていないという現実がある中では、その人件費、労務費、どの程度そこに含めた自社の製品、技術に対して起こった価格転嫁ができていくかという割合が100%という企業は多分ないと思われまので、この辺のやり方というのは、成功事例を持っている企業さんがいらっしゃるとするならば、共有しながら、こういう形でこの地域はこういう会話をしているというふうな、いい情報が共有しながら各社も転嫁が少しでも進んでいって、それが各企業の人材流失を止める賃上げにつながるような流れを一旦皆様で共有しながら作っていくということをやって、ここで話合いの場所で、ある程度納得感のある結果に導くことができたというふうには、今日感じた話をさせてもらっております。

いろんなご意見があろうかと思えますけれども、正直な話をさせてもらいつつ、実態の各企業さんの状況も考えながら、この島根でいる企業がここでまだまだ根差していけるような人材を確保しながら皆さんの個々の生活も満足いく島根で暮らしていけるような、そういう形の賃上げの流れは作っていったらとは思いますが、各企業の現実の状況もやっぱり足元も見る必要もあるのかなとは思っていますので、様々な話をさせてもらえればというふうに思っております。

【森脇委員】 ありがとうございます。

いろいろ労側の方も、データに基づいていると説明していただいたので、ありがたかったです。それから、こっちの方もいろいろ事情がありまして、今日はこの辺で意見の集約をしたいと思っておりますが、ひとつは、さっきから出ていたように中小零細企業、島根県の企業の過半数が赤字企業なんです、賃金というのは利益から上がるわけであって、売上げから上がるわけじゃないんで、いわゆる付加価値から賃金というのは上がっていくという形になっておりますんで、この付加価値が向上してないというのが、残念ながら実態ではないかというふうに思っております。

それから、生産的には全国的にはいろいろ賃上げしましょうとか、サプライチェーンのパートナーシップ宣言等、パートナーシップ構築宣言等やって実行しましょうとかっていう話とか、大幅な賃上げをということでやっておいでになるんですけど、これ東京の発想だと思ってほしいですね、さっきから出ていたように、全体は最適になっているんですけど、全国の、今、国の発想というのは、全体最適なんだけど、この地方の部分においては、部分最適じゃなくて、部分不最適だと思ってまして、地方は。だから国の施策とか

方針と、この地方の実態とは相矛盾しているというところは、十分配慮しなければならないというふうに思っています。ただしそうは言っても全体の流れの中ではやっぱり、島根県らしい賃金をきちんと最低賃金を決めていくということだけは、お互いに労使も一致しているんじゃないかと感じた次第でございます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

労使それぞれからご意見いただきました。労側の意見を受けて使側から使側の意見を受けて労側から改めてお話しすることがありますでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは、各委員から出ましたけど、各側部門から基本的な考え方や意見がありました。金額の提示がありますでしょうか。お持ちでしょうか。

【景山委員】 本日は基本的な主張をさせていただきましたけれども、次回以降、今日伺って意見も踏まえて再考をした上で、具体的な金額提示をさせていただければというふうに思っております。

【森脇委員】 同じです。

【部会長】 それでは、この後の公労公使の話も次回ということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、審議は次回へ持ち越したいと思います。ありがとうございます。

【部会長】 それでは、会議次第の8番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 それでは、次回、専門部会の日程の確認です。

次回、第2回専門部会ですけれども、8月5日月曜日午後3時からの開催を予定していますが、5階の専用大会議室の方で開催いたします。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【室 長】 よろしくお願ひします。

【部会長】 それでは次回の第2回専門部会は、8月5日月曜日午後3時から開催します。次回専門部会は三者協議はすべて公開とし、議事録も公開とします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。